

1964年東京オリンピックをめぐる道德教育の課題とその論理

—— 国民的教育運動における公衆道德と「日本人の美德」 ——

小林 正 泰

研究室紀要 第42号 別刷

東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室

2016年7月

1964年東京オリンピックをめぐる道徳教育の課題とその論理

——国民的教育運動における公衆道徳と「日本人の美徳」——

小林 正 泰

1. はじめに

2013年9月7日に開催された第125次国際オリンピック委員会(以下、IOC)総会にて、2020年に行われる第33回夏季大会の開催地が東京に選出された。その最終プレゼンテーションで用いられた「お・も・て・な・し」というキャッチフレーズが、その年の流行語となったことは記憶に新しい。この「おもてなし」という言葉は、1964年開催の第18回東京大会(以降、「東京オリンピック」)が実施された際にもキーワードとなった。

「もてなす」という言葉には「心をこめて客の世話をする」¹⁾との意味があるが、オリンピック開催における「客」とは、言うまでもなく世界各地から来訪する外国人の選手であり観光客を指している。国際化が進む現代日本とは異なり、第18回大会の招致決定がなされた1959年という時代は、1952年サンフランシスコ平和条約が発効し独立を回復して7年、1956年国連加盟からわずか3年と、国際社会に復帰して間もない時期であり、庶民にとっては国内における外国人との接触機会が限られていた時代であった。

すなわち、オリンピック開催を控えた日本社会において、異文化交流の経験が浅い日本人のもてなし方の改善や、外国から見て「恥ずかしくない」日本の演出が必要であった。そのためには、高速道路や新幹線などのインフラ整備だけでなく、「臭くて汚い」都市環境の改善や、庶民一人ひとりの公衆道徳の向上などが課題となり、さらには国際社会に対して「おもてなし」をし、戦後復興を対外的にアピールするための「日本人の美徳」の再考と自覚が求められた。ここに、道徳教育の必要性が訴えられたのである。

ところで、同時期における道徳教育の主要テーマは、招致決定前年の1958年に特設された「道徳の時間」である。このテーマは戦後教育史においては、

1950年代以降のいわゆる「逆コース」の政治的文脈で論じられる。続く60年代は、経済界からの要望を受けた「能力主義」政策と関連づけた議論が中心となる²⁾。教育界の動きを中心に据えれば、その見方が通説となるのは妥当であろう。しかし、道徳という社会規範を社会一般の中で広く歴史的に位置づけるならば、その通説だけで歴史像を描き切るには限界がある。

したがって、本論文では、戦後社会の画期を形成した東京オリンピックが道徳教育を推進する契機となったことを示すとともに、戦後復興から高度経済成長に至る時期の道徳教育を社会経済的背景もふまえてつ社会教育の動向と一体的に論じることで、通説では描かれなかった戦後道徳教育史像を析出することを課題とする。

次章以降ではまず、敗戦からオリンピックに至る時期における道徳教育をめぐる動きと、オリンピック招致から開催までの動きを整理し、両者が同時代に折り重なって進行したことを示す。次に、オリンピック開催に向けて、道徳教育としていかなる取り組みがなされたのかを、社会教育と学校教育それぞれの領域について具体的に見ていく。とくに学校教育においては、文部省が作成した指導資料、学校現場で考案された学習指導案のレベルまで掘り下げて分析する。そして最後に、道徳教育とオリンピックとを結びつけた思想的論理構造を検討する。そこで取り上げるのは、戦後教育改革の立役者で、占領期に文部大臣も務めた森戸辰男の道徳論であり、その中に垣間見られる教育勅語からの影響を読み解く。これらの分析を通じて、戦前から連続する「日本的」な道徳観の底流を見出したい。

2. 敗戦からオリンピックへ

2-1. 道徳教育をめぐる動き

周知の通り、敗戦直後の日本において道徳教育を

めぐる動きは紆余曲折を経る³⁾。

まず敗戦1ヶ月後の1945年9月15日、文部省から「新日本建設ノ教育方針」が発表され、「国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途」とする方針が示された。ここには「平和国家ノ建設」という日本国憲法の平和主義を先取りする理念とともに、「国体ノ護持」すなわち天皇制国家の維持を前提とする戦前日本の秩序形態が同時に示されている。それに対してGHQから示された、いわゆる「四大教育指針」では「神道指令」による国家神道の解体などにより、皇国史観にもとづく戦前の国家体制と教育秩序が否定された。そして翌46年11月に象徴天皇制、平和主義などを規定した日本国憲法が公布され、憲法の理念を実現する戦後教育の基本方針を示した教育基本法が1947年3月31日に公布・施行された。

一方で、戦前日本の道徳を強く規定した教育勅語の扱いについては混迷を深める。1946年2月には、文部省学校教育局長の田中耕太郎—三ヶ月後の46年5月第一次吉田茂内閣で文部大臣に就任—が地方教学課長会議にて「教育勅語は我が国の醇風美俗と世界人類の道義的な核心に合致する」と述べ、「中外ニ施シテ悖ラス」と記された教育勅語の普遍性を訴えている。また、翌年3月の帝国議会貴族院において、高橋誠一郎文相は教育基本法案について「教育勅語の良き精神が引き継がれてをります」「教育勅語を取て廃止すると言ふ考はない」と述べて、教育勅語の有用性と存続する方針を答弁している⁴⁾。むろん、1948年6月に衆参両院にて教育勅語が排除、失効されたことは事実であるが、為政者側の意識に教育勅語の規範意識が連綿と受け継がれていた。同様の意識は教育刷新委員会委員として戦後教育改革の一翼を担った森戸辰男にも指摘できるが、その点は第3章で検討する。

こうした思想を伏流させつつ、戦後の道徳教育は、それまでの中心規範であった教育勅語を旨とせず、また、修身のような特定の教科に依拠しない形態でスタートした。その規範と教科の不在を代替したものが、戦後新設された社会科であり、あるいは「学校教育の全面を通じて行う」⁵⁾いわゆる「全面主義」の道徳教育であった。ただし、この新方針への転換がスムーズに進行したわけではない。森戸と同様、戦後教育改革の担い手であり「オールドリベラリスト」と称される天野貞祐が、1950年5月に文部大臣

に就任すると、同年11月に諮問「道徳教育振興について」において、道徳教育のための教科特設を教育課程審議会に諮問した。それに対する答申では、先述した「全面主義」の方針が示されて教科特設は実現しなかったが、他にも天野は文相在任中に「静かなる愛国心」を提起したり、「国民実践要領」の大綱が発表されるなどして議論を呼んだ。

教育勅語や愛国心をめぐる動きは必ずしも天野個人のものではなく、例えば1952年9月吉田茂首相は自由党議員総会の場にて「日本の歴史が万国に冠たり、日本の国土が世界で最も美しいことを青年に徹底的に教育してこそ初めて愛国心が養われる」と発言している。翌53年2月には岡野清豪文相が衆議院予算委員会で、教育勅語を「千古の真理」をもつ「精神のよりどころ」と述べている⁶⁾。こうした一連の流れは、佐藤秀夫による『「逆コース」というよりも一貫して底流していた主張の『公然化』』⁷⁾との評価が妥当と思われる。

このような思想的背景をもとに学習指導要領の改訂が行われ、1955年改訂の小学校学習指導要領では「社会科における道徳教育の観点」として「民族的誇りをもち、郷土や国土を愛し…」との表現が盛り込まれた⁸⁾。そして1958年8月学校教育法施行規則の一部改正で「道徳の時間」が特設され、同年告示の学習指導要領にて教育すべき道徳項目（「内容項目」）が提示された。その中で、小学校では「日本人としての自覚を持って国を愛し、国際社会の一環としての国家の発展に尽す。」という項目、中学校では「国民としての自覚を高めるとともに、国際理解、人類愛の精神をつちかつかう。」の項目に「国民として国土や同胞に親しみを感じ、文化的伝統を敬愛するのは自然の情けである。この心情を正しく育成し、よりよい国家の建設に努めよう。」との説明が付記された⁹⁾。

このように見るならば、「道徳の時間」特設が、教育勅語や愛国心をめぐる一定の思想的底流を表面化させる形で現出したものと理解できるだろう。一方で注視すべきは、58年指導要領における記述は、愛国心や国家への貢献のみを求めているわけではなく、同時に「国際社会の一環」としての日本という位置づけがされていることである。とくに中学校の内容項目においては、先に引用した付記に次のような文が続く。

しかし、愛国心は往々にして民族的偏見や排他的感情につらなりやすいものであることを考えて、これを戒めよう。そして、世界の他の国々や民族文化を正しく理解し、人類愛の精神をつちかいながら、お互に特色ある文化を創造して、国際社会の一員として誇ることのできる存在となろう。¹⁰⁾

愛国心や国家への貢献を謳いつつ、同時に愛国心を戒め、「人類愛の精神」を培って「国際社会の一員」となることを求めている。いわば、ナショナリティとインターナショナリティが相剋しつつ並立している。こうしたアンビバレントな表現がどのような経緯で生まれたのかは別途検討を要するが、その背景には日本の国際社会復帰、およびその橋頭堡としてのオリンピック招致活動があったのではないかと推察される。

2-2. オリンピック招致から開催へ

そこで本節では、東京オリンピック招致から開催までの流れを追ってみたい¹¹⁾。

幻の東京オリンピックと呼ばれる1940年大会は、日中戦争の勃発を機に開催権を返上し、以降日本はスポーツの世界においても国際社会から孤立した。日本のオリンピックへの復帰が認められるのは、1952年7月19日開催の第15回ヘルシンキ大会からである。そのわずか三ヶ月前の4月28日、サンフランシスコ平和条約が発効し日本は独立国としての地位を回復している。そして、条約発効を待つかのように、その約10日後の5月9日、第17回大会（1960年開催）の東京への招致を、当時の東京都知事安井誠一郎が表明する。同大会の招致はローマに敗北し招致は失敗に終わったが、以下に引用する声明は日本社会にとって東京オリンピックがいかなる意義を有しているのかを示している。

平和回復と国際舞台に復帰した日本の本当の姿、真に平和を希求している日本人の素朴な姿を、いかにすれば世界の人々に理解してもらえるか、ややもすれば希望を失ないがちである青少年にどうすれば明るい曙光を与えることができるかと熟考した結果、オリンピック大会を東京に招致して開催することがもっとも望ましい。¹²⁾

すなわち、平和憲法のもと新しい国家体制になった日本が、独立国として再び国際社会に復帰したことを世界にアピールすると同時に、青少年に対して希望を与え自信を回復させることが、オリンピック招致の主眼であったことが示されている。

1955年6月のIOC総会で第17回大会の招致に敗れた東京はすぐさま、同年10月10日の東京都議会にて第18回大会招致の決議案を可決している。2年後の57年10月には松永東文部大臣主催のオリンピック招致対策懇談会が開催され、政府・東京都・日本体育協会の三者を中心とした東京オリンピック準備委員会が設立されることになり、いわば「拳国一致」体制で招致に挑むことになった。

その3ヶ月後の58年1月には内閣総理大臣官邸にて、東京オリンピック準備委員会・設立準備委員会および第一回総会が開催され、会長には岸信介首相、副会長には松永文相、安井都知事、東龍太郎日本体育協会会長らが選出された。同年4月には衆参両院で第18回オリンピック大会東京招致決議案が可決され、その翌月には東京で、IOC総会と第3回アジア競技大会が開催された。第3回アジア競技大会はオリンピック招致に向けた競技施設の整備を先取りしIOCに開催能力をアピールする目的があったと言われている。

招致に向けた体制をさらに盤石にするため、IOC委員でもあった東を59年4月の都知事選で立候補させ、当選している。そのため東は「オリンピック知事」と呼ばれた。このような周到な準備を経て翌月26日のミュンヘンIOC総会にて第18回東京大会の開催が決定された。そしてこの時から、5年後の東京オリンピック開催に向けて様々な取り組みがなされていくのである。

このように見ていくと、招致運動が最も熱を帯びたのは、IOC総会とアジア競技大会が東京で開催された1958年であったと考えられ、その年はまさに「道徳の時間」が特設された年であった。先述したように、同年8月に告示された学習指導要領では「道徳の時間」で教えるべき内容項目に、ナショナリティとインターナショナリティが相剋しつつ並立していた。このアポリアは、競技者個人が国民国家の代表として国際舞台で競いつつ国際協調を図るという、近代オリンピックの性格と符合するものであり、この内容項目に、来るべき東京オリンピックへの備えを読み取ることもあながち不可能ではないだろう。

2-3. オリンピック開催前の東京

東京オリンピック招致活動が正念場を迎え、「道徳の時間」が特設された1958年、日本経済はなべ底不況から復調し岩戸景気が始まった。まさに高度経済成長の入り口に当たる年でもある。すなわち、「道徳の時間」と東京オリンピックの開催準備は高度経済成長の訪れとともに始まったと言える。

したがって「日本社会が、国際的祭典の主人役としての力量と品格を問われる舞台」¹³⁾として位置づけられた東京オリンピックは、高度成長を開始した日本社会が「力量と品格」を急速に整えるための梃子として機能したと言えるだろう。ここでいう「力量」とは、主に「先進国」としての経済力であり都市基盤であろう。そして「品格」とは、「国際人」であると同時に「日本人」であるための道徳性と読み替えることができる。

では、オリンピック開催決定時の東京ないし日本社会がその「品格」を十分に備えていたかというそうではない。国立競技場理事長の寺中作雄は、「一面の張り切った気持と一面の悲愴感をひそめて」その危機意識を率直に述べている。

ありのままの日本を見られて大丈夫だろうか。日本には、何としても彼ら外国人に見られたくない恥部がありすぎるのではなからうか。中でも日本人の低い公衆道徳観念から放出する多くの恥部をさらけ出して、国際的な大恥をかくことはないだろうか。¹⁴⁾

このように、外国人の目から見て「恥ずかしくない」東京にするための課題が山積していた。そこで強く意識されたことが、不衛生な都市環境の改善(公衆衛生)と、それを担う国民一人ひとりの公衆道徳であった。

そこで、当時の東京がどのような都市環境だったのかを衛生の観点から概観する¹⁵⁾。オリンピック以前の東京は世界有数の「臭いまち」だったとされる¹⁶⁾。その原因は大別して2つあり、一つは下水処理の問題、もう一つは塵芥処理の問題であった。

尿尿が近郊農村の肥料となっていたこともあり、東京の下水道整備が進むのは、高度経済成長期以降である。1957年における尿尿収集方法はバキュームカーによるものが約3割で、残りの多くは手作業によっていた。尿尿処理の方法も、近郊農村の宅地化

や化学肥料の普及などにより、50年代後半に肥料利用から海洋投棄に大きく転換した¹⁷⁾。

塵芥処理、とくに家庭ごみについては、作業員による収集が不徹底であった。路上に置かれる家庭ごみが長時間放置されれば、臭気を放つとともに美観的にも望ましくない。そこで、オリンピック開催に備えた都市美化を目的として、ゴミ容器による定時収集を1961年度からの3カ年計画で実施した¹⁸⁾。また、オリンピック期間中はさらに重点的に「オリンピック対策清掃事業実施要綱」が策定され、例えば、選手村については毎日一回ゴミを回収する、競技場所および周辺地域は競技時間を避けてゴミ収集し、汲み取り作業も原則実施しないことなどを定めた¹⁹⁾。

また、収集した廃棄物をどこで処分するのかも当然問題となり、ゴミの埋立てが社会問題として浮上する。「おもてなし」をするためには、来訪客の目につくところにゴミが集積する状況は避けねばならない。そのためには、廃棄場所として、東京から遠距離ではないが都心ではない場所が選定され、「見えない場所」—東京の東側—へと集積された²⁰⁾。

都市衛生の問題は、行政サービスだけでなく市民一人ひとりの道徳意識の結果でもある。そこで、当時の日本社会では、公衆道徳の低さが具体的にどのように認識されていたのかも確認する必要があるだろう。

「東京オリンピックを成功させるためには」と題された1961年の座談会では、「都民が交通道徳をよく守っているか、公共の場所がきれいに清掃されているか、たんやつばをそこらにはいていないか」などが緊急の課題とされている²¹⁾。つまり、公共的な場における振る舞いに道徳的な難があったと理解できる。同様の言説は枚挙に暇がない。後述する森戸辰男も、日本人は家を出たとたんに道路や公園、共同便所などを汚し、鉄道の車内では人に席を譲ることなく「喧嘩場のような有様」だと嘆いた²²⁾。

都立戸山高校の教員も、オリンピックを迎えるにあたり、「町に出れば紙くずがちらかり車中のエチケットも守られず、公園の花は折られ、芝生はあらされる」ような現況を問題視した²³⁾。こうした「不道徳」な状況は小学生の子どもにも認識されていた。ある小学校の実践記録にて、自分が住んでいる町の「よくない」「きらい」な点として児童が挙げたことは、「ごみが多い、いやなおいがする。煙が出て汚

れる」[「アパートの便所、台所が いつも汚れていて 気持が悪い」[「へいのところに立小便する人が多い」] 等であった²⁴⁾。

このように、公衆衛生と公衆道徳の両面が折り重なりつつ、「生理的に耐え難い、健康な市民生活を維持できない」²⁵⁾ような、「恥ずかしい」東京の都市環境が形成されていた。そこで、「おもてなし」をする環境整備の一環として、道徳教育に期待が寄せられたのである。

3. オリンピック開催に向けた道徳教育の施策と論理

3-1. 国民運動を通じた「上からの」道徳性涵養

オリンピックに向けて多様な取り組みがなされた道徳教育は、社会教育と学校教育の両面から実施された。本節ではまず社会教育について見ていきたい。

オリンピック開催を前にした1964年4月、文部省より通達「社会教育におけるオリンピック国民運動の取り扱いについて」が出された。文部省社会教育官による解説によれば、同通達は「社会教育の特色を生かして、力強くオリンピック国民運動に協力する体制を整備する」ためのものであった。そこでの重点目標は、「オリンピックの理解」「日本人としての自覚と国際理解」「公衆道徳の高揚」「健康の増進」の4項目であった²⁶⁾。言うまでもなく、このうちの「日本人としての自覚と国際理解」および「公衆道徳の高揚」が道徳教育に関することであり、運動の主眼であった。

こうした国民運動の一つ、首都美化運動では、海外からの来訪者を迎えるため、「一千万人の手で東京をきれいに」をスローガンとした運動が展開された。同運動要綱では「都民への期待」として、「吸いがらや紙くずの散らかしをやめる」「家のまわりは毎日掃く」「道路や公園などの木や花をだいじにする」「町中での放尿やたん、つばの吐きすてをやめる」「犬のふんは飼い主がしまつする」「路上に商品や車などをおかない」ことが求められた²⁷⁾。1962年12月からは毎月10日を「首都美化デー」と定め、都民自身による街路樹の植樹、花壇の設置、町内の清掃などが実施された。オリンピック開催年最初の美化デーでは、町会や婦人会の他、小中学生も参加して200万人を動員したとされる²⁸⁾。

政府、東京都だけでなく区政レベルでも同様の運

動は展開した。例えば、ワシントンハイツ跡地の選手村（現・代々木公園）が立地した渋谷区では、オリンピック協力が64年1月から本格的に稼働し、「きれいな街でオリンピックを迎えよう。花いっぱい」でオリンピックを飾ろう。オリンピックにはじない公衆道徳を養おう」などのスローガンを掲げて区民への啓発活動を行なった。ここにも「恥」の意識を基準とした公衆道徳の育成が示されている。開催の近づいた8月には、訪日外国人への「おもてなし」方法などを定めた「渋谷区オリンピック対策事業基本計画」も発表された²⁹⁾。

これらの運動は行政が主導して住民を啓蒙教化する社会教育政策であり、いわば来訪客を「おもてなし」するための「上からの主体形成」³⁰⁾であった。オリンピック開催を見据えた首都美化や公衆道徳の醸成に深く関与した東京都新生活運動協会は「都民自身の力で積極的に実践される」自主的な活動を目指していたが、東京オリンピックを契機として都教育委員会との連携を深め、社会教育行政に依存する結果になった³¹⁾。

こうした運動は都内に限定されていたわけではなく、例えば、大阪府岸和田市ではエチケツを記載したピラを配布する「エチケツ・パトロール」、香川県では国土美化運動をふまえた「まちや村を美しくする運動」が実施された³²⁾。このように、国民一人ひとりを「おもてなし」の主体にするための社会教育運動が、全国的に組織されたのである。

3-2. 学校教育における公衆道徳と「国民」意識の醸成

1964年4月、社会教育と同様に学校教育においても、オリンピック教育を全国的に推進させる文部省通達「学校におけるオリンピック国民運動の取り扱いについて」が出されている³³⁾。両通達が同時期に出されていることに、社会教育と学校教育が連携し一体となることで「オリンピック国民運動」が完遂されるという政府の認識が表れている。まさにオリンピックを基軸とした「挙国一致」の道徳教育運動であった。

それでは、学校教育において東京オリンピックはどのように利用されたのであろうか。道徳教育に焦点化して検討してみたい。

文部省は東京オリンピックに向けて『オリンピック読本<小学生のために>』という小冊子を作成し

ている³⁴⁾。そのうちの「オリンピックを成功させよう」の章では、小学生がオリンピックという国家事業に対していかに貢献できるかを記している。その章の冒頭で、以下に引用する小学生の懸賞短文入賞作品（1962年10月発表）が掲載されている。

1964年。東京オリンピックだ。／世界の人々が日本へやってくる。／みんなで親切にむかえよう。／そして、正々堂々とたたかう選手たちに、人種のへだてなく、心から拍手をおくろう。³⁵⁾
〔注：／は改行〕

ここに示されたのは、外国からの来訪者を「親切に」もてなす公徳心と、「正々堂々とたたかう選手たち」を「人種のへだてなく」讃える国際人としての「品格」を有する小学生であり、まさにオリンピックを迎える模範的な小学生像と言えるだろう。

この懸賞短文に続いて、「外国のお客さまに心から喜んで」もらい、「オリンピック東京大会を成功させる」ために小学生がなすべきことが列挙されている。具体的には、自宅や学校、道路などを清潔にすること、日本の美しい風景を維持するための植樹や身の回りを「草花でいっぱいにする」すること、姿勢や歩き方を正しくすること、交通規則を守ることなどが挙げられている。これらの行為は、来訪者との直接的な接触場面だけを想定したものではない。日本人の日常生活がオリンピック報道を通じて海外へ発信されることにも意識を向けさせており、「ひとりひとりの責任はひじょうに重大」と述べられている。

こうした外国の目を意識した道徳性を求める一方で、同書は自国開催のオリンピックの意義として「空高くできるだけたくさん日の丸をかかげ、国歌『君が代』をひびきわたらせるのに、またとない機会」だとも述べる³⁶⁾。ここに、国際人であると同時に「りっぱな日本人」であることを求める文部省の意図が表現されている。

次に検討するのは、文部省が1964年から3カ年にわたって刊行した教師用指導書『道徳の指導資料』（小学校、中学校それぞれ全3集）である。同書は、東京オリンピックの前年に出された教育課程審議会答申「学校における道徳教育の充実方策について」において、教師用指導書を「豊富に提供する必要」が指摘されて作成されたものである。同書には、授業で用いる資料と指導案が掲載されており、全国の

小・中学校に配布された³⁷⁾。

そのうちの小学校用第1集では「日の丸の旗」という主題のもと、カラースライドを用いた指導案が掲載されている³⁸⁾。この主題の「ねらい」は「国旗のもつ意義を理解させて国民の心情の芽ばえを育てるとともに〔中略〕他国の国旗も尊重する態度を養う」としている。また授業の「展開の概要」では、自宅や周囲の家々での国旗掲揚状況を質問した上で、「日の丸のはた」のスライドを見ながら、「日の丸の旗は美しい」ことや、「祝日や慶事があったときに掲揚する」ことを指導するとしている。そこで用いられるスライドは、運動会という身近な例からはじまり、「入場する日本選手団の先頭にひらめく国旗」「オリンピック大会の優勝国旗掲揚塔にひらめく日の丸の旗」などが続く。国旗というシンボルを通じて日本人意識を形成させるために、東京オリンピックを教材として利用しようとする文部省の意図が表れている。

中学校用第2集では、主題「愛国心」の指導案が掲載されている³⁹⁾。天野貞祐の文章「愛国心について」を題材としたもので、3時間で1単元を構成している。第一時では天野の文章は使用せず、東京オリンピックの思い出などをもとに愛国心について考える意欲をもたせ、続く第二時、第三時で天野の文章を用いながら、「国や民族を愛する本能的な自然感情」を意識化し理性化することで、「国民としての自覚を高め」ることを指導内容とした。

次に東京都の教育方針をみってみる。東京都教育庁の広報誌『教育じほう』1961年10月号では東京オリンピックが特集され、その中で、小尾席雄（東京都教育委員会教育長）による基本方針の概説が掲載されている⁴⁰⁾。小尾は同記事の中で、東京オリンピックを「生きた教材」として学校教育の教育課程に取り入れるための方策を解説している。

その中の「道徳において」の項目では、西欧人に対して見劣りする日本人の生活態度を問題視し、「公衆道徳の高揚」に「格段の努力」を払い、「日本人として世界の人々に誇りをもって対処できるような青少年に育成して行くこと」を課題に挙げている。具体的には、基本的行動様式の確立、国際社会の相互理解、人類愛の精神、そしてそれらによって「真に日本人らしい精神態度を身につけさせたい」としている。

こうした方針を受けて、現場教員はどのような指

導案を作成したのだろうか。道徳教育の理論と実践に多大な影響力を有する日本道徳教育学会の機関誌『道徳と教育』では、東京オリンピックが開催された1964年10月号に「愛国心の教育」を特集している。その特集記事で最も比重が高いテーマが、愛国心と国際理解をどう両立させるかであった。その中に「愛国心をどう育てるか—オリンピックを通して—」と題する教諭（文京区立千駄木小学校）の論考および学習指導案が掲載されている⁴¹⁾。

同記事では、愛国心を戦前のような「独善的、排他的」なものとするのではなく、「公正な愛国心」と定義し、自己愛を起点とした社会的連帯感にもとづく他者愛が、郷土愛、愛国心へと拡張され、その同心円上に人類愛が位置づくという認識を示している。こうした「公正な愛国心」を育成する教材として東京オリンピックを位置づけている。主題名を「東京オリンピック」とする指導案の「展開過程」には、「外人客を満足させる」「公衆道徳の高揚をはかる」といった内容を含み、「留意点」として「日本の子供として、はずかしくない態度で外国人客に接する」ことが挙げられている。そして、その指導案における「指導目標」は「日本の姿を正しく認識させ、国民としての自覚を高め、国家の発展に尽くそうとする意欲を育てる。」と設定されている。先の「留意点」でも「国際親善を深める」ことを求める一方で、「日本の驚異的な国力の回復を世界の人々にじかにみせよう」ことで「国民的自覚を育て」とした。

このように、学校教育におけるオリンピック教育でも、外国人から見て恥ずかしくない「おもてなし」を行い、国際親善を促進するための「公衆道徳の高揚」が急務の課題として掲げられた。そして、こうした外国人（とくに欧米人）と対等な公衆道徳を身に付けることが、敗戦で失われた日本人の自信を回復させ、ひいては「日本人」としての「国民的自覚」につながると考えられたのである。

ところで、「公正な愛国心」は予定調和的に「世界の平和や人類の幸福につながる」と想定されている。これは先の小尾の論説など多くの言説に共通して見られるが、はたして、「公正な愛国心」は他国・他民族のそれと齟齬や衝突をおこすことはないのだろうか。

3-3. 森戸辰男の道徳論—オリンピックと愛国心

ここまで、社会教育と学校教育の両面から国民的道徳教育運動が推進されたことを見てきたが、こうした国民運動の強力な推進は、裏を返せば、為政者側にそれだけ国民道徳に対する不安や懸念があったということを示している⁴²⁾。

このような危機感を強く抱いていた一人が森戸辰男である。全日本社会教育連合会の機関誌『社会教育』では、オリンピックを控えた1964年6月号で「オリンピックと公衆道徳」の特集を組んでいる。同特集の中で、森戸は「オリンピックと道徳」とのタイトルで寄稿している（肩書は「全日本社会教育連合会々長」⁴³⁾）。この論文からは、森戸が国民、とくに若者に対して道徳的退廃を感じていることが強く伝わってくる。

平和国家、福祉国家の下で、利己的で享乐的で、無謀で粗暴な、あるいは神経の弱い臆病な青年がたくさんできるということであったならば、それでいったい平和国家や文化国家が、この厳しい国際競争の中で、よく国を建てて行くことができるかどうか。まことに疑わしいのであります。⁴⁴⁾

森戸は、平和希求の時代に最も必要なのは質実剛健な人間と結束した国民であり、「平和的・民主的な福祉国家を建設するには、祖国と民族にたいする国民の強い関心と愛情なしには不可能」だと考えた。しかし、平和国家、文化国家、福祉国家をかかげた日本はそうした人間と国民をつくり出しておらず、レジャーブームや消費ブームに影響された「文弱遊惰」な人間を多く作っている。このような国民は「われわれの先輩にあった気風とはおよそ違った精神状態」にあり、中でも若者は、祖国と民族に対する関心と愛情が弱まり国旗と国歌を知らない者が大勢いる。このような精神状況において、個々人が利己主義に走り公正な判断を行わず、「声高く民主主義をとなえる者が、かえってこの民主主義のルールを正しく守らない」と森戸は憂い、道徳の現状を省みる必要を訴えている。

このような国民道徳の状況を転換し、「心身共に健康な人間」が新しい日本を再建する重要な機会としてオリンピックに期待している。それゆえ、オリ

ピックを招致する意義は「精神的・道徳的な面に存し」ており、「教育的な意味」が大きいとしている。

では、森戸が現状と比較して賛美する「われわれの先輩にあった気風」とはいかなるものなのか。「日本人の美德」の見出しの箇所では次のように述べる。日本人には「昔から外国の人が特に賞賛してきた」美德がある。その美德とは、きれい好き(神道の「キヨメ」に由来)、礼儀正しき、正直、自然の美、である。しかしそれらの美德が現在は失われ、オリンピックで来訪した外国人の期待を裏切るのではないかと危惧する。

また、国旗と国歌については、民族に自信と誇りを持たせるシンボルとして尊敬と愛情を抱くことを国民に期待する。むろん「オリンピックは休戦と平和を意味」しており、国家の対立を激化させてはならないが、オリンピックで何度も国旗が掲げられ国歌が演奏されることで愛国心が喚起され、愛国心が平和と結びつけば新しい日本を造る力となる。

こうした美德や愛国心を基礎として、スポーツマンシップに則った「法と審判に服し、秩序を守る精神」や、「緊急の場合には、勇気をもって正義のために祖国のために身を捧げる」ような「勇気」を持つ、「健全な人間」が形成されると、森戸は考えるのである。

すなわち、森戸にとって東京オリンピックは、「古えの武術、武道にかわって人間形成」を担う体育・スポーツを通じて、失われた美德を回復する好機なのである。

以上のように森戸の道徳論は整理されるが、この論理構造は教育勅語のそれと類似していることに気づく。外国からも賞賛される古来の美德という点は「世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」、スポーツマンシップから導かれる遵法精神は「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」、そして「緊急の場合には、勇気をもって正義のために祖国のために身を捧げる」は、戦後最も強く否定された箇所、すなわち「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」を想起させる。

むろん森戸の道徳論は戦前の教育勅語をそのまま引き継ぐものではなく、平和国家、文化国家、民主的な福祉国家といった文言に表れているように、日本国憲法および教育基本法の国家観を根幹に据えていることはたしかである。しかし、「皇国」を「平和

国家」に差し替えただけで、その論理構造は一貫していることが理解されるだろう。

このような、教育基本法と教育勅語の論理が混在した道徳観は、森戸固有のものであったわけでは、おそらくないだろう。森戸、天野、田中耕太郎ら、戦後教育改革を担い文部大臣も歴任したオールドリベラリストは、教育基本法と教育勅語は矛盾せず、むしろ「教育勅語のよき精神はひきつがれている」との認識を共有していたと論じる研究もある⁴⁵⁾。

また、松下良平は、国家と道徳教育の關係に着目するならば、戦前の教育勅語体制と戦後の教育基本法体制は、①国民統合、②愛国心、③国家への献身・自己犠牲、という同様の国家的課題を担わされていたと論じる⁴⁶⁾。松下が掲げたこの3点は、まさに東京オリンピックにおける道徳教育の課題と一致していることは明らかであろう。

以上、本章では、社会教育および学校教育におけるオリンピックと道徳教育の關係性を分析し、その背後にある愛国心ないし「日本人」意識と国際協調との関連—ナショナリティとインターナショナルティ—を考察してきた。

その論理を総括するならば、東京オリンピックを控えた日本社会の道徳的課題は、欧米なみの公德心を身につけることで「先進国」に伍する「国際人」としての「日本人の誇り」を身につけることにあった。そして、その「誇り」を下支えし拠り所として想起されたのが、世界的にも“普遍的”な道徳である—「中外ニ施シテ悖ラス」—と標榜された教育勅語だったのではないだろうか。オリンピック開催を迎える日本人は、公衆道徳の低さを「恥」と嘆きながらも、「世界の中の日本」を意識しつつ、失われた「誇り」と「美德」を取り戻そうとしたのである。

4. 2020年東京オリンピックにむけて —まとめと今後の課題

住民運動から学校現場にまで広域にわたる「挙国一致オリンピックムード」⁴⁷⁾で外国からの来客をもてなそうとした東京オリンピックは、道徳性涵養の意識を高めると同時にナショナリティを自覚させ国民統合に大きく寄与した。このことを示唆するように、東京オリンピック閉会式当日の『朝日新聞』夕刊には次のような記事が掲載されている。

「外国人に見られて恥ずかしくないように…」といった声が大会前の関係者をせきたて、いらだたせた。新幹線をつくり道路を拡幅し、橋の下から浮浪者を追払い、道端に花を並べた。なかば当然の結果として、外国人の評価はすばらしかった。〔中略〕ひと口には表現できないほど底のふかいところで、日本人の気持に何か一種の厚みを加えた体験だったといえようか。⁴⁸⁾

ところで、東京オリンピックをめぐる頻りに登場する「外国人から見て恥ずかしくない」という表現の「外国人」とは具体的にどの国の人を指すのであろうか。おそらくそこで意識された「外国」は、国際社会に復帰し急速に経済発展を始めた日本が目標とする「先進国」としての欧米諸国であろう。オリンピックの美談で紹介される事例の多くが、欧米系選手の活躍やそれら選手と対等に渡り合う日本人選手であることからそれは読み取れる⁴⁹⁾。一方で、「後進」のアジア・アフリカ諸国は視野に入っていないであろうし、まして在日のアジア系外国人—内なる外国人—は蚊帳の外であったのではないか⁵⁰⁾。

国民的教育運動の末端を担った多くの庶民にとって、「国外」の外国人との接触が限られていた当時の日本社会の状況をふまれば、ここにいう欧米を中心とした「外国」は、メディアを通じた仮想的な存在でしかない。そのような「想像上の外国」を参照点として自覚される道徳性は、外部の視点から再帰的に自省された「日本人の美德」であり、「世界の中の日本」の内なる道徳であろう。そして、その大きな拠り所として想定されたのが、“普遍的”な道徳と標榜された教育勅語だったと考えられる。

ただし、本稿で論じきれなかった点も多い。中でも東京オリンピックで排除された人々の存在である。小田実は、「世界の運動会」に興味を持たない人々が「減私奉公」を求める「政治」によって「非国民」扱いされることを嘆きつつ、オリンピックに関係したところとそうでないところの「明瞭な差異」を指摘した⁵¹⁾。オリンピックやサッカーW杯などの開催で「スラムクリアランス」が実施された例は数知れない。1964年大会でも施設整備や「美しい東京」の演出のために排除された人々は少なからず存在したはずである。また、国家イベントの「国民」的高揚感と一体感の中で疎外された在日外国人や、いまだ米国統治下にあった沖縄の人々はどうか東京オリ

ピックを見たのか⁵²⁾。「国民」的祭典の影で、誰が排除されあるいは統合されたのかについての検証は今後の課題である。

もう一点の課題は、2020年東京オリンピックに向けた道徳教育の動向をどう捉えるかというアクチュアルな課題である。2013年にオリンピック招致が決定したあと「オリンピック・パラリンピック教育」推進の動きが本格化しており、そこでの重点目標にもやはり国際理解や道徳心が掲げられている⁵³⁾。本稿の分析をふまえて1964年大会からどのような教訓を導くことができるだろうか。

1964年大会招致決定の前年(1958年)に「道徳の時間」が特設され、2020年大会招致決定の年(2013年)に教育再生実行会議にて道徳の教科化が提言された。この時期的な符合は偶然にすぎないかもしれないが、歴史に学ばなければ過去と同じ道をたどることも想定されうる。64年大会の2年後、中央教育審議会会長森戸辰男の名前で「期待される人間像」が発表され、同文書に「愛国心」や「天皇への敬愛」が盛り込まれた⁵⁴⁾。その後の学習指導要領改訂(小学校は68年、中学校は69年)では、小学校の内容項目においては「国際社会の一環としての国家の発展に尽くす」の一文から「国際社会の一環としての」の文言が削除され、中学校では先に引用した愛国心を戒める記述が全文削除される一方で、「日本人としての自覚をもつて国を愛し、国家の発展に尽くす…」との項目が登場した⁵⁵⁾。

以上の経過を顧慮するならば、2020年に向けて議論と実践が活発化していくであろう「特別の教科 道徳」と「オリンピック・パラリンピック教育」の動向が注目される。「美しい東京」を諸外国に披露し「恥」をかかないことを至上命題とした1964年東京オリンピックは、汚れた東京を隠し「臭いものには蓋」をして排除する「美德」を醸成する国民的運動であった。愛国心をもとに「美しい国」をめざす安倍晋三内閣は、何を「美しい」ものとして推奨し何を排除しようとするのか、慎重に見定める必要があるだろう。

注

- 1) 『大辞泉』第2版、小学館、2012年。
- 2) 大田堯編著『戦後日本教育史』岩波書店、1978年。川合章他『日本現代教育史』新日本出版社、1984年。堀尾輝

- 久『日本の教育』東京大学出版会、1994年など。
- 3) 以下の記述は、藤田昌士『学校教育と愛国心——戦前・戦後の「愛国心」教育の軌跡』学習の友社、2008年。貝塚茂樹「教育勅語は道德教育の「源流」たり得たのか——研究動向の整理と課題」『近代教育フォーラム』教育思想史学会、第24号、2015年などによる。
 - 4) 鈴木英一・平原春好編『資料教育基本法50年史』勤草書房、1998年、105頁、324頁。
 - 5) 文部省『学習指導要領一般編（試案）』1951年。
 - 6) 『第15回国会衆議院予算委員会議録』第19号、1953年2月9日。
 - 7) 佐藤秀夫編『日本の教育課題第5巻 学校行事を見直す』東京法令出版、2002年、115頁。
 - 8) 文部省編『小学校学習指導要領 社会科編』日本書籍、1955年、15頁。
 - 9) 文部省告示「小学校学習指導要領道德編」「中学校学習指導要領道德編」『官報』1958年8月28日。
 - 10) 前掲「中学校学習指導要領道德編」1958年。
 - 11) 以下、東京オリンピック開催までの経緯は、石坂有司「国家戦略としての二つの東京オリンピック——国家のまなざしとスポーツの組織」清水論編『オリンピックスタディーズ——複数の経験・複数の政治』セリカ書房、2004年。片木篤『オリンピック・シティ 東京 1940・1964』河出書房新社、2010年などによる。
 - 12) 東京都編『第18回オリンピック競技大会——東京都報告書』1965年、4頁。
 - 13) 「日本の力量問う五輪」『朝日新聞』1964年1月1日、5頁。
 - 14) 寺中作雄「オリンピックと公衆道德」『社会教育』全日本社会教育連合会、1964年6月号。
 - 15) 石渡雄介「未来の都市／未来の都市的生活様式——オリンピックの60年代東京」前掲『オリンピックスタディーズ』。
 - 16) 柴田徳衛『東京——その経済と社会』岩波新書、1959年、134頁。
 - 17) 東京都清掃局総務部総務課編『東京都清掃事業百年史』2000年、201頁。
 - 18) 同上、171-172頁。
 - 19) 同上、208-210頁。
 - 20) 石渡、前掲「未来の都市／未来の都市的生活様式」167-168頁。
 - 21) 『教育じほう』第166号、1961年10月、32頁。
 - 22) 森戸辰男「オリンピックと道德」『社会教育』全日本社会教育連合会、1964年6月号、10頁。
 - 23) 渡辺武「『オリンピック』と公徳心」『道德と教育』1964年9月号、18頁。
 - 24) 大野寛治「愛国心の指導—小学校・低学年の場合—」『道德と教育』1964年6月号、31頁。
 - 25) 上山和雄「東京オリンピックと渋谷、東京」老川慶喜編著『東京オリンピックの社会経済史』日本経済評論社、2009年、67頁。
 - 26) 大志万準治「社会教育におけるオリンピック国民運動の推進について—資料紹介—」『社会教育』全日本社会教育連合会、1964年6月号。
 - 27) 東京都編、前掲『第18回オリンピック競技大会——東京都報告書』152頁。
 - 28) 『朝日新聞』1964年1月10日、夕刊、6頁。
 - 29) 上山、前掲「東京オリンピックと渋谷、東京」70頁。
 - 30) 源川真希『東京市政——首都の近現代史』日本経済評論社、248頁。
 - 31) 瀬川大「地方組織からみた新生活運動——東京の事例」大門正克編著『新生活運動と日本の戦後——敗戦から1970年代』日本経済評論社、2012年。
 - 32) 「オリンピックと国民運動」『社会教育』1964年6月号、28-39頁。
 - 33) 真田久「オリンピック・ムーブメントとオリンピック教育」『スポーツ教育学研究』第34巻第2号、2015年。
 - 34) 文部省作成の『オリンピック読本』はこの他に中学生用、高校生用のものも作成された。
 - 35) 文部省『オリンピック読本<小学生のために>』1964年、38頁。
 - 36) 同上、40頁。
 - 37) 藤田、前掲『学校教育と愛国心』172頁。
 - 38) 文部省編『小学校道德の指導資料 第1集（第3学年）』1964年、120-124頁。
 - 39) 文部省編『中学校道德の指導資料 第2集（第3学年）』1965年、94-102頁。
 - 40) 小尾盾雄「教育と東京オリンピック」前掲『教育じほう』第166号。
 - 41) 小林良男「愛国心をどう育てるか——オリンピックを通して」『道德と教育』1964年10月号、23-26頁。
 - 42) 不安や懸念の背景には、公衆道德の欠如だけでなく、50年代末頃における勤評闘争、安保闘争、三井三池争議を筆頭とする各地の労働争議などへの危機感もあったと思われる。ただし、そうした政治状況とオリンピック教育との直接的な関連は、本研究の過程で見出すことはできなかった。
 - 43) 森戸、前掲「オリンピックと道德」。

- 44) 同上、13頁。
- 45) 貝塚、前掲「教育勅語は道德教育の「源流」たり得たのか」60頁。なお、森戸の思想遍歴を戦前から包括的に分析した鈴木英一は、衆議院議員を辞職し広島大学長に就任した1949年以降、森戸は「反動的保守主義者」に転向したと論じている（鈴木英一「戦後日本の教育改革思想——とくに自由主義的知識人の戦前教育批判とその形成基盤について」『北海道大学教育学部紀要』第10号、1964年、29頁）。
- 46) 松下良平「道德教科化と国民国家をめぐる政治学」『現代思想』青土社、vol.43-8、2015年4月、175頁。
- 47) 石坂、前掲「国家戦略としての二つの東京オリンピック」118頁。
- 48) 『朝日新聞』1964年10月24日、夕刊、3頁。
- 49) 例えば、『小学生のための東京オリンピック』学習研究社、1964年。『少年少女東京オリンピック全集』全5巻、黎明書房、1965年など。
- 50) 小国喜弘は、日本列島にはアイヌや在日外国人など異民族の文化があるにもかかわらず、「学校教育で取り上げる文化は、日本の国民文化か、その参照項としての外国の国民文化かのどちらかとなりがち」であると指摘している（小国喜弘『戦後教育のなかの〈国民〉——乱反射するナショナリズム』吉川弘文館、2007年、5頁）。
- 51) 小田実「わしがよんだわけじゃない」共同通信、1964年10月7日（講談社編『東京オリンピック』講談社、1964年所収）。
- 52) 沖縄からみた東京オリンピックについては次の論文がある。豊見山和美「オリンピック東京大会沖縄聖火リレー——1960年代前半の沖縄における復帰志向をめぐって」『沖縄県公文書館研究紀要』第9号、2007年3月。
- 53) 「2020年に向け五輪教育 国際理解や道徳心など重視」『教育新聞』2015年3月12日。
- 54) 「期待される人間像」中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」別記、1966年10月31日（『文部時報』1966年11月臨時増刊号、211-226頁）。
- 55) 『官報』1968年7月11日（号外）。1969年4月14日（号外）。